

特定非営利活動法人ユニバーサル福祉協会  
定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ユニバーサル福祉協会と称し、略称をNPOユニバーサル福祉協会とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を、東京都中央区に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、市民の充実した社会生活を支援するため、個々人が尊厳を持って自立した社会生活を営むために必要であると思われる多様な社会福祉需要に対し、市民の福祉意識の啓発を図り、幅広い市民の参加と協力を得て、柔軟性と効率性をもって、生きがい創造支援、生活環境向上支援、子育て支援等の多面的な社会福祉事業を推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 生活環境に係る水、空気等の保全事業。
  - ① 水、空気等の浄化、改善のための処理設備・処理用品・機械装置・微生物利用・薬剤利用等の研究開発事業。
  - ② 個人・団体等に対する、生活環境に係る水、空気等の保全のための施設改善指導事業。
  - ③ 市民生活に身近な、飲料水系、空調系、給湯系、雑水系等の建物内外を流れる水に関する、その用途に適した安全な水質改善方法の指導、普及事業。

- (2) 高齢者、心身障害者等の生活環境向上のための福祉機器・用具、生活用品、コンピュータソフトウェア等の研究、開発、提供、普及事業。
  - (3) 市民の生きがいの創造に向けた教養、文化、芸術、スポーツ等の研究及び提供支援事業。
  - (4) 高齢者住宅のバリアフリー化等の改修相談、設計指導等支援事業。
  - (5) 子どもの健全育成に係る、遊び方の伝承等子育て支援事業。
  - (6) マスメディア、ポスター等広報物や服飾品、服飾雑貨品等を媒体とした、社会福祉意識啓発の研究、開発、提供、普及事業。
  - (7) この法人の目的と同じ趣意の社会貢献活動を行う個人・団体への協力及び支援事業。
  - (8) 前各号に関する情報の収集と提供、調査及び研究会、催し等の企画開催事業。
  - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 衣料、衣料雑貨品及び一般日用品雑貨の販売。
  - (2) 医薬部外品、化粧品、ビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売。
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 協力会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に対して協働する意志のある個人。

(3) 利用会員

この法人の提供するサービス等を希望する個人。

(4) 研究協力会員

この法人の活動を賛助し、事業達成のための研究開発に、協力及び支援をするために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対してこれを通知するものとする。

第8条 協力会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的を理解し、この法人に対して協力可能な時間を登録し、誠意と情熱を持って、事業活動に対して協働する意志を持っていること。
- 2 前項第1号の条件を満たす者を協力会員とする。
- 3 協力会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 4 理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第1項第1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、入会を承諾する。

第9条 利用会員は、この法人の提供するサービスや情報を希望する個人とする。

- 2 前項の条件を満たすものを利用会員とする。
- 3 利用会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

第10条 研究協力会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同し、事業等に対して誠意を持って助言・指導・協力・研究等の支援を惜しまない意志を持っていること。
- 2 前項第1号の条件を満たす者を研究協力会員とする。
- 3 研究協力会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 4 理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第1項第1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、入会を承諾する。

(入会金及び会費)

第11条 正会員は、理事長が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 協力会員は、この法人に対して、自発的な意志において協働という尊い行為を提供するという状況等を鑑み、入会金、会費は発生しないものとする。
- 3 利用会員、研究協力会員は、理事長が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第12条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
  - (2) 団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。
- 3 協力会員、利用会員、研究協力会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 4 協力会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
- (1) この法人からの連絡が2ヶ月以上取れないとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
  - (3) 団体が消滅したとき。
  - (4) 除名されたとき。
- 5 利用会員、研究協力会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
- (1) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
  - (2) 団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名する事ができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第14条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

### 第3章 役員及び相談役等

(種別及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事会は、理事会の議決を経て、副理事長を2人以内、常務理事を3人以内置くことができる。

(選任等)

- 第16条 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事に限り3人を限度として、正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項及び第25条の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
  - 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
  - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理するとともに、この定款に定める理事長の職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第15条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(相談役等)

第22条 この法人に、相談役を3人以内置くことができる。

2 相談役は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 相談役は、この法人の運営に関して理事長の諮問に応じ、または理事長に対して意見を述べる。

4 相談役の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該相談役を解任することができる。

6 相談役の委嘱に関する、その他必要な事項は、理事長が別に定める

7 この法人に顧問を置くことができる。

8 顧問の委嘱等、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第23条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 解散した場合の残余財産の処分
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第17条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに招集の通知を発信しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の10分の1以上の出席がなければ開会することはいない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第31条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長または常務理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長もしくは常務理事がこれにあたる。但し、理事長が議長を指名した場合は、その者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第43条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第46条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 当該事業年度中の事業計画および予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第53条 この法人は、必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の決議
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3）正会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続開始の決定
- （6）所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

（公告の方法）

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第9章 事務局

（事務局の設置）

第59条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第60条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第61条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10条 委員会

(委員会)

- 第62条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。
  - 3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

- 第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年10月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年8月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### 正会員（個人）

- |         |        |
|---------|--------|
| (1) 入会金 | 1,000円 |
| (2) 年会費 | 6,000円 |

### 同（団体）

- |         |         |
|---------|---------|
| (1) 入会金 | 10,000円 |
| (2) 年会費 | 60,000円 |

### 協力会員

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 入会金 | 0円 |
| (2) 年会費 | 0円 |

### 利用会員

- |         |         |
|---------|---------|
| (1) 入会金 | 1,000円  |
| (2) 年会費 | 12,000円 |

研究協力会員（個人）

（1）入会金 5,000円

（2）年会費 60,000円

同 （団体）

（1）入会金 10,000円

（2）年会費 120,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	稗田 正一
常務理事	稗田 健二
理事	有賀 宗夫
理事	高橋 瑞哉
理事	佐野 俊明
理事	吉田 一智
監事	桂 俊明

附 則

この定款は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年12月16日から施行する。